

目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等)	5
第5条 (特定事業者・特定BWA事業者の電気通信設備との接続)	6
第2章 接続する設備の範囲	7
第1節 標準的な接続箇所	7
第6条 (標準的な接続箇所)	7
第2節 相互接続点	7
第7条 (相互接続点を設置する目的)	7
第8条 (相互接続点の設置場所)	7
第9条 削除	7
第3節 接続対象地域	7
第10条 (当社の接続対象地域)	7
第4節 接続により提供する機能	8
第11条 (接続により提供する機能)	8
第11条の2 (接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)	8
第3章 協定の締結手続き等	9
第1節 事前調査	9
第12条 (事前調査の申込み)	9
第13条 (事前調査の受付及び順番)	9
第14条 (事前調査の回答)	9
第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い	10
第15条 (相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)	10
第3節 接続申込み	10
第16条 (接続申込み)	10
第17条 (接続申込みの取止め)	11
第18条 (接続申込みの承諾)	11
第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み	11
第19条 (接続用設備の設置又は改修の申込み)	11
第20条 (申込みに必要な資料の提出)	12
第21条 (接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)	12
第22条 (個別建設契約の締結)	12
第23条 (接続用設備の設置又は改修の変更等)	12
第24条 (完成通知)	12
第25条 (接続用設備の所有権)	12
第26条 (その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)	13
第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み	13
第27条 (接続用ソフトウェアの開発の申込み)	13
第28条 (接続用ソフトウェアの開発の承諾)	13
第29条 (接続用ソフトウェア開発契約の締結)	13
第30条 (接続用ソフトウェアの開発の中止)	13
第31条 (準用)	13
第6節 瑕疵	14
第32条 (瑕疵)	14
第7節 更改等	14

第 33 条	(更改)	14
第 34 条	(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)	14
第 35 条	(対象設備の除却又は転用)	14
第 36 条	(天災等の不可抗力による損傷)	15
第 8 節	その他の工事等の請求	15
第 37 条	(その他の工事の請求)	15
第 38 条	(その他の工事に係わる契約の締結)	15
第 38 条の 2	(業務支援システムの利用に関する申込み)	15
第 38 条の 3	(a u I Cカードの貸与に係る申込み)	15
第 38 条の 4	(業務支援端末の貸与に関する申込み)	16
第 4 章	標準的接続期間	17
第 39 条	(標準的接続期間)	17
第 40 条	(試験の実施)	17
第 40 条の 2	(移動無線装置に係る確認試験の実施)	17
第 40 条の 3	(接続申込者による移動無線装置の試験の申込み)	17
第 41 条	(準用)	18
第 5 章	協定の締結・解除等	19
第 42 条	(協定の単位)	19
第 43 条	(特定事業者・特定BWA事業者との協定の締結)	19
第 44 条	(協定上の地位の移転又は承継)	19
第 45 条	(権利及び義務の譲渡)	19
第 46 条	(協定の変更)	19
第 47 条	(協定事業者が行う協定の解除)	20
第 48 条	(当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除)	20
第 49 条	(協定の消滅)	20
第 6 章	責務	21
第 1 節	責務	21
第 50 条	(守秘義務)	21
第 51 条	(必要事項の通知)	21
第 51 条の 2	(証明書類の確認)	21
第 51 条の 3	(情報の提出)	21
第 51 条の 4	(契約数等の提出)	22
第 52 条	(相互協力)	22
第 52 条の 2	(特定電子メールの取扱い)	22
第 52 条の 3	(相互接続通信の管理方針)	22
第 2 節	保守	22
第 53 条	(維持責任)	22
第 53 条の 2	(混信等の防止責任)	22
第 54 条	(協定事業者の切分責任)	22
第 54 条の 2	(当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通知責任)	23
第 3 節	譲渡等の承認等	23
第 55 条	(ローミングに係る譲渡の承認)	23
第 56 条	(第三者への債権譲渡等)	23
第 7 章	接続形態	24
第 57 条	(接続形態)	24
第 8 章	重要通信の取扱方法	25

第 58 条	(相互接続通信の制限)	25
第 58 条の 2	(相互接続通信の切断)	25
第 59 条	(優先的に扱う通信の識別)	25
第 9 章	接続等の一時中断、停止及び中止	26
第 60 条	(接続の一時中断)	26
第 61 条	(接続の停止)	26
第 62 条	(接続の中止)	27
第 63 条	(工事又は手続き等の停止及び中止)	27
第 10 章	料金等	28
第 1 節	料金及び工事又は手続きに関する費用	28
第 64 条	(料金等)	28
第 2 節	接続料金の支払義務	28
第 65 条	(従量制の網使用料の支払義務)	28
第 65 条の 2	(定額制の網使用料の支払義務)	28
第 66 条	(網改造料の支払義務)	29
第 3 節	工事費及び手続き費の支払義務	29
第 67 条	(工事費の支払義務)	29
第 68 条	(手続き費の支払義務)	30
第 3 節の 2	ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務	30
第 68 条の 2	(ユニバーサルサービス料の支払義務)	30
第 68 条の 2 の 2	(電話リレーサービス料の支払義務)	30
第 3 節の 3	a u I C カードの貸与に係る費用の支払義務	31
第 68 条の 3	(a u I C カードの貸与に係る費用の支払義務)	31
第 3 節の 4	業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務	31
第 68 条の 4	(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)	31
第 68 条の 5	(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)	31
第 4 節	料金の計算及び支払い	31
第 69 条	(従量制の網使用料の計算方法)	31
第 69 条の 2	(定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)	31
第 70 条	(通信時間の測定等)	32
第 71 条	(料金等の支払い)	32
第 72 条	(料金の一括後払い)	32
第 73 条	(期限の利益喪失)	32
第 74 条	(相殺)	33
第 75 条	(接続料金の遡及適用)	33
第 5 節	請求金額に不符合がある場合の取扱い	33
第 76 条	(請求金額に不符合がある場合の取扱い)	33
第 6 節	債務の履行の担保	33
第 77 条	(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)	33
第 77 条の 2	(債務の履行の担保)	34
第 7 節	割増金及び延滞利息	35
第 78 条	(割増金)	35
第 79 条	(延滞利息)	35
第 8 節	債権譲受等	35
第 80 条	(債権譲受)	35
第 81 条	(債権譲渡)	35
第 9 節	端数処理	35
第 82 条	(端数処理)	35

第 11 章 技術的条件	36
第 83 条 (技術的条件)	36
第 12 章 損害賠償	37
第 84 条 (責任の制限)	37
第 85 条 (解除等の場合の取扱い)	37
第 86 条 (トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)	37
第 87 条 (免責)	37
第 13 章 利用者への責任に関する事項	39
第 88 条 (利用者料金の設定)	39
第 89 条 (利用者料金の請求)	39
第 90 条 (ローミングに係る特例)	39
第 91 条 (利用者料金の課金)	39
第 92 条 (利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)	39
第 14 章 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の通信用建物等における取扱い	40
第 93 条 (当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)	40
第 94 条 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)	40
第 95 条 (工事等の制限)	40
第 15 章 雑則	41
第 96 条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供)	41
第 96 条の 2 (接続協議等に関する情報等の提供)	41
第 97 条 (様式)	42
第 98 条 (承諾の限界)	42
第 99 条 (双務的条件)	42
第 100 条 (協議が調わない場合の取扱い)	43
料金表	44
通則	44
第 1 表 接続料金	45
第 1 網使用料	45
1 適用	45
2 料金額	46
2-1 端末接続機能	46
2-2 MNP 転送機能	46
2-3 削除	46
2-4 削除	46
2-4 の 2 削除	46
2-4 の 3 削除	46
2-5 削除	46
2-6 文字メッセージ通信接続機能	46
2-7 O O X Y 自動接続機能	46
2-8 O O X Y 自動接続回線管理機能	46
2-9 直収パケット接続サービス制御装置連携機能	46
第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料	47
1 適用	47
2 料金額	48
2-1 L T E 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA 電波連携分)	48

2-1の2	LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	48
2-1の3	5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	49
2-2	直収パケット接続回線管理機能	49
第2	網改造料	50
1	適用	50
2	料金額	52
2-1	算出式	52
2-1の2	対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額	52
2-1の3	複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額	53
2-2	年額料金の算定に係る比率	53
第2表	工事費	53
1	適用	53
2	工事費の額	54
2-1	工事費	54
2-2	算出式	54
2-3	2-2に適用する作業単金	54
第3表	手数料	55
第4表	その他の費用	56
第1	au ICカードの貸与に係る費用の額	56
第2	業務支援システムの利用に係る費用の額	56
第3	業務支援端末の貸与に係る費用の額	56
別表		
1	接続により提供する機能	別1-1
2	接続形態	別2-1
3	様式	別3-1
附則		附-1

第1章 総則

（約款の適用）

- 第1条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第2種指定電気通信設備との接続を行います。
- 2 前項の規定のほか、当社の指定電気通信設備若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社の指定電気通信設備及び特定BWA事業者の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。

（約款の変更）

- 第2条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

- 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 第2種指定電気通信設備	事業法第34条第1項により指定された電気通信設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 相互接続点	当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（特定BWA事業者と当社と他事業者との間の協定に基づき特定BWA事業者と当社が共同設定する他事業者との接続に係る電気通信設備との接続点を含みます。）
5 契約者回線	当社のau通信サービス契約約款、SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
6 契約者回線等	契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備
7 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの

8 相互接続通信	相互接続点と契約者回線等との間の通信又は相互接続点相互間の通信（別表 1（接続により提供する機能）に規定する携帯電話・PHS 番号ポータビリティ転送機能を提供する場合に限ります。）であって、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備を経由するもの
9 他社相互接続通信	相互接続通信に伴って協定事業者に係る電気通信設備において行われる通信
10 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域
11 事務取扱所	相互接続に関する業務を行う当社の事業所
12 登録電気通信事業者	事業法第 9 条の登録を受けた者
13 届出電気通信事業者	事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
14 電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
15 中継事業者	相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
16 携帯電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号。以下「番号規則」といいます。）別表第 3 号又は第 4 号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
17 仮想携帯電話事業者	電気通信役務としての携帯電話サービスを提供する電気通信事業者であって、当該携帯電話サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含みます。）しておらず、かつ、運用をしていない電気通信事業者
18 端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 14 条第 1 項イに規定するものをいいます。）を用いて国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
19 PHS 事業者	番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する電気通信事業者
20 国際系事業者	国際電気通信サービスを提供する電気通信事業者
21 IP 電話事業者	番号規則別表第 1 号又は別表第 6 号に規定する電気通信番号を用い端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する電気通信事業者
22 直収パケット接続事業者	第 6 条（標準的な接続箇所）の表中第 2 欄に規定する接続箇所において接続する電気通信事業者
23 個別契約事業者	契約者と書面等により個別に他社相互接続通信に係る契約をしている協定事業者
24 協定事業者	当社と協定を締結している電気通信事業者

25 特定事業者	(KDDI株式会社の接続約款の場合) 沖縄セルラー電話株式会社
	(沖縄セルラー電話株式会社の接続約款の場合) KDDI株式会社
26 特定BWA事業者	UQコミュニケーションズ株式会社
27 接続申込者	当社の第2種指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者(協定事業者及び協定の締結時に電気通信事業者となる見込みがある者を含みます。)
28 au通信サービス	当社又は特定事業者のau通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
29 セルラーLPWAサービス	当社又は特定事業者のSORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
30 リモートアクセスサービス	KDDI株式会社のリモートアクセスサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
31 MVNOサービス	当社と協定又は契約を締結している仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス
32 MVNOサービス契約	当社と協定又は契約を締結している仮想携帯電話事業者からMVNOサービスの提供を受けるための契約
33 特定接続サービス	当社及び特定BWA事業者がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社及び特定BWA事業者であるものに限り、)との間に電気通信回線を設定して一体的に提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(MVNOサービスを提供する者に限り、)との間の相互接続点(直収パケット接続機能に係るものに限り、)との間の通信に限り提供する電気通信サービス
34 OOX Y自動接続サービス	当社がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であるものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(MVNOサービスを提供する者に限り、)との間の相互接続点(OOX Y自動接続機能に係るものに限り、)への通信に限り提供する電気通信サービス
35 契約約款	当社又は他事業者が、各々の利用者に対し提供する電気通信サービスの提供条件を規定する約款及び料金表
36 契約約款等	契約約款又は当社若しくは他事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
37 LPWA契約約款	SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款

38 契約者	当社と当社の契約約款等に基づき契約を締結している者又は他事業者と他事業者の契約約款等に基づき契約を締結している者
39 特定接続契約者	当社から特定接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者
40 L P W A 特定接続契約者	特定接続契約者のうち、協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラー L P W A サービスを利用して提供するものに限ります。）の提供を受けるための契約を締結している者
41 O O X Y 自動接続契約者	当社から O O X Y 自動接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者
42 利用者	当社又は他事業者が提供する電気通信サービスを利用する者
43 利用者料金	利用者に提供される電気通信サービスに対して利用者が支払うべき料金
44 役務区間合算料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、役務提供区間にかかわらず、当社又は協定事業者のうち特定の 1 の事業者が異なる電気通信事業者の役務提供区間を合わせて設定する利用者料金（通信料に限ります。）
45 役務区間単位料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、当社又は協定事業者が自己の役務提供区間ごとにそれぞれ設定する利用者料金
46 交換設備	多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備
47 中継交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの
48 直収パケット交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの
49 帯域制御装置	直収パケット交換機と接続する場合において、その帯域を制御する装置であって、直収パケット交換機に接続されるもの
50 サービス制御装置	携帯電話の端末の認証等を行うために用いられる装置
51 伝送路設備	電気信号又は光信号を伝送する電気通信設備
52 回線終端装置	特定区間に設置される電気通信回線の終端の場所に設置される装置
53 文字メッセージ通信用設備	文字メッセージ通信を行うための電気通信設備であって、当社が指定するもの

54 文字メッセージ通信用信号変換装置	当社が定める信号方式で接続する協定事業者（携帯電話事業者に限ります。）の電気通信設備と接続するための装置であって、文字メッセージ通信用設備に接続されているもの
55 文字メッセージ通信	a u 通信サービスにおいて、Cメール機能を利用する通信
56 特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第2号に規定する電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成21年総務省令第85号）本則第2号に規定する通信方式に限ります。）
57 通信用建物	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
58 番号ポータビリティ	利用者が、サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された当該サービスに係る電気通信番号を変更することなく、変更後の電気通信事業者（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）のサービスの提供を受けること
59 携帯電話・PHS番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯電話サービスもしくはPHSサービスに係る番号ポータビリティ（以下、「MNP」といいます。）
60 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
61 a u I Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、次のいずれかに該当するもの （1）当社及び特定BWA事業者が一体的に提供する特定接続サービスの提供に際して、当社及び特定BWA事業者が協定事業者（直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限ります。）を通じて特定接続契約者に貸与するもの （2）OOXY自動接続サービスの提供に際して、当社が協定事業者（OOXY自動接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限ります。）を通じてOOXY自動接続契約者に貸与するもの
62 業務支援システム	MVNOサービス契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム
63 業務支援端末	業務支援システムと連動しa u I CカードにMVNOサービス契約の契約者回線に係る情報を登録するための装置

（直収パケット接続事業者の料金及び技術的条件等）

第4条 当社は、直収パケット接続事業者と接続する場合において、その接続形態がリモートアクセ

サービスの契約者と同等であるときは、当該接続に係る契約約款に規定されている部分については、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、契約約款の規定を準用します。

（特定事業者・特定BWA事業者の電気通信設備との接続）

- 第5条 当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備によって一体的に提供されるLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る接続は、特定事業者の第2種指定電気通信設備との同様の接続及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。
- 2 当社の第2種指定電気通信設備との前項に定める接続以外の接続については、特定事業者の第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

（標準的な接続箇所）

第6条 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機を設置する通信用建物内の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置	当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備によって一体的に提供されるLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る直収パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子
(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置	文字メッセージ通信用信号変換装置を設置する通信用建物内の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ

第2節 相互接続点

（相互接続点を設置する目的）

第7条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当社、若しくは当社及び特定BWA事業者、又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任及び当社若しくは当社及び特定BWA事業者と接続申込者との保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

（相互接続点の設置場所）

第8条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第6条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第15条（相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第9条 削除

第3節 接続対象地域

（当社の接続対象地域）

第10条 当社は、事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域を当社の

接続対象地域とし、その一部の地域のみを対象とした接続は行いません。

第4節 接続により提供する機能

(接続により提供する機能)

第11条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続により別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能を提供します。

(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)

- 第11条の2 別表1（接続により提供する機能）の1－1（基本接続機能）に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明（事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供するものとします。（併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。）
- 2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者を提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を休廃止することがあります。
 - 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

（事前調査の申込み）

- 第12条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続等を申し込む場合は、その接続等の可否、接続可能時期、相互接続点の設置場所、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備の設置又は改修の要否及びその接続等に係る概算費用の算定等の検討（以下「事前調査」といいます。）を行います。
- 2 接続申込者は、別表3（様式）様式第1の事前調査の申込書（以下「事前調査申込書」といいます。）を、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に提出することを要します。
 - 3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社若しくは当社及び特定BWA事業者の協力を依頼する事項を記載するものとします。なお、接続申込者がセルラーLPWAサービスとの接続を申し込む際においては、更に通信頻度、特定地域集中に係る事項を記載するものとします。
 - 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

（事前調査の受付及び順番）

- 第13条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。
- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3（様式）様式第2の書面により通知します。
 - 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

（事前調査の回答）

- 第14条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月の期間（当該期間中に祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、この項において「法定祝日」といいます。）及び12月29日から起算して翌年1月3日までの期間（法定祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）の日をいいます。以下この条において同じとします。）がある場合には、その日数を加えた期間）が経過する日までに、接続の可否及び費用負担の有無をその接続申込者に別表3（様式）様式第3の書面により通知します。
- ただし、特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。
- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備（ソフトウェアを含みます。以下同じとします。）の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期及び第37条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。
 - 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受け付け後4ヶ月以内に、接続可能時期及びその第2種指定電気通信設備を設置又は改修（第37条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概

算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

- 4 前項の規定にかかわらず、その第2種指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、前項に規定する接続可能時期等の通知は、4ヶ月を超えるときがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。
- 5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続可能時期が第39条（標準的接続期間）に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。
- 6 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第12条（事前調査の申込み）の規定により接続申込者から申し込まれた接続の代替的な接続方法があると判断した場合には、第1項、第1項及び第2項、又は第1項及び第3項の回答と併せて、代替的な接続方法並びに当該接続方法に必要な概算額及びその内訳等を書面により通知します。
- 7 接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第16条（接続申込み）に規定する接続申込みを行わないときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行った事前調査の回答は、その効力を失います。

第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

（相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）

- 第15条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から当社の通信用建物等に相互接続点を設置する申込みがあった場合であって、その相互接続点を設置しようとする箇所が第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。
- 2 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。
ただし、次の各号に該当するときは、その場所に相互接続点を設置できません。
 - （1） 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされないとき。
 - （2） 第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に相互接続点が設置されないとき。
 - （3） 相互接続点の設置が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
 - （4） その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - 3 接続申込者は、前項の規定により相互接続点を当社の通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。
 - 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から特定事業者が提供するau通信サービス又はセルラーL PWAサービスに係る第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点（以下「特定相互接続点」といいます。）として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第2種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が定めるところによります。

第3節 接続申込み

（接続申込み）

- 第16条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表3（様式）様式第4の書面により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対し接続等の申込みの意思表示（以下「接続申込み」といいます。）を行うものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。
- 2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第14条（事前調査の回答）に規

定する当社若しくは当社及び特定BWA事業者からの事前調査の回答結果により、次の各号に規定する第2種指定電気通信設備の設置又は改修を要するときは、前項の接続申込みと併せて、各号に規定する申込みを行うことを要します。

(1) (2) 以外の場合

第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備の設置又は改修の申込み。

(2) 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合

第27条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込み。

（接続申込みの取止め）

第17条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続申込みについて、当該接続等が開始される前に別表3（様式）様式第5の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表3（様式）様式第6の書面によりこれを承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者からの接続申込みについて、第14条（事前調査の回答）の規定により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が回答した接続可能時期から1年を経過してもなお接続等が開始されない場合には、取止めの申込みがあったものとみなすことができるものとします。

3 前2項の場合において、接続申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

（接続申込みの承諾）

第18条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第16条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第7の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。

(3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第77条の2（債務の履行の担保）第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第98条（承諾の限界）において同じとします。）。)

(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。

第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み

（接続用設備の設置又は改修の申込み）

第19条 接続申込者は、次の接続用設備の設置又は改修の申込みを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に行うことができます。

(1) 接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社若しくは当社及び特定BWA事業者の伝送装置及びその付属設備

(2) 標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点（特定相互接続点を除きます。）を設置する場合における標準的な接続箇所から相互接続点を設置した場所までの間の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の伝送路

(申込みに必要な資料の提出)

第20条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備の設置又は改修を行うために、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第8の申込書の提出を要します。

- 2 前項の提出に先立って、接続申込者は、その接続用設備の設置又は改修の申込みに必要な事項について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協議を行うことを要します。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第21条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第19条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

ただし、第18条(接続申込みの承諾)の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

- 2 第18条(接続申込みの承諾)第2項の規定は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(個別建設契約の締結)

第22条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する網改造料その他の費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第23条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第9の書面による変更の申込みがあった場合は、その変更の申込みが第18条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当するときを除き、別表3(様式)様式第10の書面により承諾します。

ただし、第14条(事前調査の回答)の規定により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が回答した接続可能時期及び費用負担の概算額については、効力を失うものとします。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する申込みを行った接続申込者に、その申込みを受け付けた日から4ヶ月以内に、変更後の接続可能時期及び費用負担の概算額を前項の書面により通知します。
- 3 第18条(接続申込みの承諾)第2項の規定は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。
- 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第11の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第12の書面によりこれを承諾します。
- 5 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用(個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。)に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(完成通知)

第24条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第13の書面により通知します。

(接続用設備の所有権)

第25条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設置又は改修する接続用設備の所有権、並びに当該接続用設備の相互接続に係る著作権、特許権及びその他の無体財産権(当社若しくは当社及び特

定BWA事業者及び他の事業者が所有又は共有する権利は除く）は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に帰属するものとします。

（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）

第26条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備以外の接続用設備（以下「その他の接続用設備」といいます。）を設置又は改修することが必要であると回答したときは、接続申込者は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。この場合において、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第25条（接続用設備の所有権）までの規定は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みの場合について準用します。

第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

（接続用ソフトウェアの開発の申込み）

第27条 接続申込者は、第16条（接続申込み）第2項の規定に基づき、接続に必要な当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用ソフトウェアの開発（その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下「接続用ソフトウェアの開発」といいます。）を当社若しくは当社及び特定BWA事業者に申し込む場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条（事前調査の回答）の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第18条（接続申込みの承諾）に規定する接続申込みの順番に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。

（接続用ソフトウェアの開発の承諾）

第28条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

ただし、第18条（接続申込みの承諾）の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

（接続用ソフトウェア開発契約の締結）

第29条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条の承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する網改造料その他の費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。

2 前項の場合において、開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他の無体財産権は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者、又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。

（接続用ソフトウェアの開発の中止）

第30条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表3（様式）様式第14の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3（様式）様式第15の書面によりこれを承諾します。

2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（接続用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

（準用）

第31条 第24条（完成通知）の規定は、接続用ソフトウェアの開発の場合に準用します。

第6節 瑕疵

（瑕疵）

第32条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由があるときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。

ただし、その瑕疵の重要性に比し修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。

第7節 更改等

（更改）

第33条 当社若しくは特定BWA事業者は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア（以下この節において「対象設備」といいます。）について、次の各号に定めるところにより更改します。

- （1） その対象設備が法定耐用年数（必要により当社若しくは特定BWA事業者が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。）を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。
- （2） その対象設備が法定耐用年数を経過しているときは、更改の1年前までに協定事業者に書面により通知します。

（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）

第34条 対象設備を利用中止（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。）しようとする協定事業者は、別表3（様式）様式第16の書面により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

- 2 前項の場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者からその利用中止の申込みがあったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。
- 3 協定事業者が対象設備を更改しようとするときは、第1項の規定に基づく現に利用している対象設備の利用中止と、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第27条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）の規定に基づく新たな対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。

（対象設備の除却又は転用）

第35条 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合（複数の協定事業者（当社若しくは当社及び特定BWA事業者を含む場合があります。）が対象設備を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。）において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備の利用中止を承諾したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条（網改造料の支払義務）において同じとします。）します。

- 2 当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとします。前項の場合において、撤去しようとする対象設備が転用（法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。）可能でないと当社が判断したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備を除却（撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。）するもの

とし、当該設備が転用可能であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備を転用するものとします。

- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みを受け付けた日から1ヶ月以内に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を回答するものとします。

ただし、特別な事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

- 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から第17条（接続申込みの取止め）第1項若しくは第2項に規定する申込み又は第23条（接続用設備の設置又は改修の変更等）第1項若しくは第4項に規定する申込みがあった場合の対象設備の除却又は転用については、前3項に準じて取り扱うこととします。

（天災等の不可抗力による損傷）

第36条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、天災等の不可抗力等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者が想定し得ない事由により対象設備に損傷が発生した場合は、その内容を速やかに接続申込者に通知します。

- 2 接続申込者は、前項により対象設備に発生した損傷を修復する費用を負担することを要します。

第8節 その他の工事等の請求

（その他の工事の請求）

第37条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から、別表3（様式）様式第17の書面により第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第26条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事（以下「その他の工事」といいます。）の申込みがあった場合は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定めるときを除き、別表3（様式）様式第18の書面によりその申込みを承諾します。この場合において、第14条（事前調査の回答）第2項に規定する工事については、第16条（接続申込み）第1項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなし、第14条（事前調査の回答）第3項に規定する工事については、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第26条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなします。

（その他の工事に係わる契約の締結）

第38条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条の承諾を行った場合は、その接続申込者と、その工事費用の概算額、支払方法及びその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援システムの利用に関する申込み）

第38条の2 接続申込者（仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。）は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込むことができます。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（au ICカードの貸与に係る申込み）

第38条の3 接続申込者は、au ICカードの貸与に係る請求を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込むことができます。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援端末の貸与に関する申込み）

第38条の4 接続申込者は、業務支援端末の貸与に関する申込みを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込むことができます。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

第4章 標準的接続期間

（標準的接続期間）

第39条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第16条（接続申込み）の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

- （1） 第14条（事前調査の回答）第2項に規定する場合
第18条（接続申込みの承諾）に規定する承諾後6ヶ月以内。
 - （2） 第14条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において第22条（個別建設契約の締結）の個別建設契約を締結する場合（第26条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）で準用している場合を含みます。）
個別建設契約の締結時から1年以内。
 - （3） 第14条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において第29条（接続用ソフトウェア開発契約の締結）に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合
接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手後18ヶ月以内。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、接続用ソフトウェアの開発の着手時期又は標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。
- 3 第1項の場合において、接続申込者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めによらない事由により経過した期間については、同項に規定する期間に含まれないものとします。
- 4 第14条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」とあるのは「第18条（接続申込みの承諾）に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第16条（接続申込み）に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。

（試験の実施）

第40条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。

2 削除

- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

（移動無線装置に係る確認試験の実施）

第40条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。

2 削除

- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第1項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。
- 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。
- 5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（接続申込者による移動無線装置の試験の申込み）

第40条の3 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社若しくは当社及び特

定BWA事業者の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。この場合、別に定める手続きにより、当社の事務取扱所に試験の実施を申し込むものとします。

- 2 前項の確認試験の結果、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続しないことがあります。
- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。
- 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（準用）

第41条 第39条（標準的接続期間）第3項の規定は、第14条（事前調査の回答）第1項、第3項又は第4項の場合に準用します。

第5章 協定の締結・解除等

（協定の単位）

第42条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、1の他事業者と1の協定を締結します。

ただし、1の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合は、この限りではありません。

（特定事業者・特定BWA事業者との協定の締結）

第43条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が提供するau通信サービス又はセルラーL-PWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「特定協定」といいます。）を締結することを要します。

（協定上の地位の移転又は承継）

第44条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者としします。）は、これを証明する書類を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。

- （1） 協定上の地位の移転又は承継を受けようとした場合において、第18条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。
- （2） 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第18条（接続申込みの承諾）第1項第3号に該当する者であるとき。
- （3） 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。
- （4） 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。
- （5） 当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対する接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。）の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。

（権利及び義務の譲渡）

第45条 協定事業者は、協定又は協定に基づき締結した契約に定める権利及び義務を第三者に譲渡する場合は、事前に当社若しくは当社及び特定BWA事業者の書面による同意を得ることを要します。

（協定の変更）

第46条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、必要が生じたときは、この約款に基づき締結した協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。

(協定事業者が行う協定の解除)

第47条 協定事業者は、協定を解除（接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更を含みます。以下同じとします。）しようとするときは、そのことを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。

- 2 前項の場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、協議の上、解除時期について決定することとします。
- 3 協定事業者は、別表1（接続により提供する機能）に規定するLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）の利用を開始した日から起算して1年以内に協定を解除する場合には、その解除の日から、機能の利用を開始した日から起算して1年間の残余の期間の定額制網使用料に相当する額の支払いを要します。
- 4 前項の規定は、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）及び第49条（協定の消滅）の場合に準用します。

(当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除)

第48条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第61条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が第61条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。
- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。

(協定の消滅)

第49条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。

- (1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。
- (3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき、又は事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。
- (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取消されたとき又は抹消されたとき。（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）
- (5) 協定事業者と特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者との間で締結された特定協定が解除されたとき又は消滅したとき。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第50条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、事前調査の申込み以降相互に知り得た当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合又は第77条の2（債務の履行の担保）第1項第4号に規定する信用評価機関に、第51条の3（情報の提出）の規定により接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者提出した情報を開示する場合は、この限りではありません。

2 前項の規定は、協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第85条（解除等の場合の取扱い）第2項を適用します。

(必要事項の通知)

第51条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録又は変更登録の取消し
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止
- (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更
- (8) 第73条（期限の利益喪失）第1項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあつてはその事実
- (9) 第12条3項に定める事前調査申込書におけるセルラーLPWA関連事項の変更
- (10) その他接続に必要な事項

(証明書類の確認)

第51条の2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が事業法第69条及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準を満たしていることを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が確認するために必要な情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者提示することを要するものとし、

2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が電波法（昭和25年法律第131号）第3章で定める技術基準を満たしていることを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が確認するために必要な情報を書面により当社若しくは当社及び特定BWA事業者提出することを要するものとし、

3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定に基づき接続申込者から提出された証明書類により、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を電波法第53条及び第54条の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信回線設備に接続して運用することの可否について確認を行い、その結果を接続申込者に通知することとします。

(情報の提出)

第51条の3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

- 2 前項の規定により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社若しくは当社及び特定BWA事業者提出することを要するものとします。

（契約数等の提出）

第51条の4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、相互接続通信におけるMVNOサービスに係る契約数等について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。

（相互協力）

第52条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。

（特定電子メールの取扱い）

第52条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第10条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。

（相互接続通信の管理方針）

第52条の3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社の第2種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- （1）協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社若しくは当社及び特定BWA事業者が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと
- （2）当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

第2節 保守

（維持責任）

第53条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします

（混信等の防止責任）

第53条の2 協定事業者は、自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間で電波を送受信する場合は、電波法第56条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の無線局の運用に協力することとします。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置により混信等が生じた場合は、その協定事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。

（協定事業者の切分責任）

第54条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接

続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。

- 2 前項の修理の請求により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社若しくは当社及び特定BWA事業者はその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

（当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通知責任）

第54条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備との接続における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。

第3節 譲渡等の承認等

（ローミングに係る譲渡の承認）

第55条 相互接続通信に係る携帯電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

- 2 協定事業者は、当社が相互接続通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡するときは、その譲渡を承認していただきます。

（第三者への債権譲渡等）

第56条 協定事業者は、この約款に基づく当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対する債権を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協議することを要するものとします。

第 7 章 接続形態

（接続形態）

第57条 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表2（接続形態）に定めるところによります。

第8章 重要通信の取扱方法

（相互接続通信の制限）

- 第58条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、a u通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。
- 2 前項の規定による場合のほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、a u通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者回線等への通信を制限することがあります。
 - 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。
 - 4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。
 - 5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。

（相互接続通信の切断）

- 第58条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、a u通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。

（優先的に扱う通信の識別）

- 第59条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者との接続において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者と協議をして定めた契約者回線又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する契約者回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を協定事業者に送信します。
- 2 協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。
 - 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととします。

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

（接続の一時中断）

第60条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。

- （１） 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - （２） 第58条（相互接続通信の制限）の規定により、相互接続通信を制限するとき。
- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者へ通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（接続の停止）

第61条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。）を停止することがあります。

区 別	期 間
（１） その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下この表において同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
（２） 第77条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）に規定する協議により接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
（３） 第77条の2（債務の履行の担保）第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
（４） 第50条（守秘義務）又は第53条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間
（５） 第18条（接続申込みの承諾）第1項第1号又は第2号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

- 3 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が第1項の規定により接続を停止した場

合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。

- 4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。

ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

- 5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

（接続の中止）

第62条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続を中止するときは、その1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

（工事又は手続き等の停止及び中止）

第63条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第61条（接続の停止）第1項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第73条（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したとき（接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等（工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修又は接続用ソフトウェアの開発をいいます。以下同じとします。）を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

- 2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その工事又は手続き等の停止を速やかに（工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。
- 3 第1項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社若しくは当社及び特定BWA事業者から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、当社は、その工事又は手続き等を中止することがあります。
- 4 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用

(料金等)

第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。
- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費）又は第3表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。
- 4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びau ICカードの貸与に係る費用を設定します。

第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の第2種指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。

- 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第69条（従量制の網使用料の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用料を支払うことを要します。
- 3 協定事業者は、従量制の網使用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

(1) 協定事業者が通信回数又は通信時間を記録している場合

協定事業者の記録する通信回数又は通信時間と料金表第1表第1（網使用料）の規定に基づいて算定した額

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月（第69条（従量制の網使用料の計算方法）に規定する暦月をいいます。以下この条において同じとします。）の前12暦月を最長として、その間の通信回数又は通信時間の累計をいいます。）に基づいて1日平均の通信回数又は通信時間を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第1表第1（網使用料）の規定とに基づいて算定した額

(定額制の網使用料の支払義務)

第65条の2 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。

- 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第69条の2（定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。
- 3 協定事業者は、別表1（接続により提供する機能）に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続を終了した

日の前日までの期間（機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）について、料金表第1表第1（網使用料）及び第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）に規定する定額制の網使用料の支払いを要します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）及び第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）1（適用）に別の定めがある場合には、この限りではありません。

- 4 協定事業者は、前項の期間において次の事由により、機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となるときを含みます。）が生じた場合は、そのことを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が認知した時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。
 - （1）当社が電気通信事業を休止したとき。
 - （2）その他当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。
- 5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これを返還します。

（網改造料の支払義務）

- 第66条 協定事業者は、網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当した場合には、料金表第1表第2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。
- （1）第24条（完成通知）、第26条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第31条（準用）の規定により行った完成通知を受けたとき。
 - （2）当社若しくは当社及び特定BWA事業者からその利用を許諾する旨の通知を受けたとき。
- 2 前項の規定によるほか、協定事業者は、第33条（更改）の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が接続用設備又は接続用ソフトウェアを更改したときは、その更改後の接続用設備又は接続用ソフトウェアについて、料金表第1表第2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。
 - 3 第33条（更改）又は第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止したときは、協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。
 - 4 第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、複数の協定事業者（当社を含む場合があります。）が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。

第3節 工事費及び手続費の支払義務

（工事費の支払義務）

- 第67条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第37条（その他の工事の請求）に規定する工事の申込みの承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、これを返還します。
- 2 工事の着手後完了前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合には、前項の規定にかかわらず、協定事業者は、その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別契約の規定により算定するときは、その額とします。）を負担することを要します。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第3表(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

- (1) 別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるとときに、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が第89条(利用者料金の請求)の規定により利用者料金を請求、回収するとき。
 - (2) その協定事業者が、第96条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項及び第2項に規定する契約者情報又は異動情報の提供を受けたとき。
 - (3) その協定事業者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。
 - (4) 第94条(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第2項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
 - (5) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、特定接続契約者又はO O X Y自動接続契約者の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。
- 2 協定事業者は、手続きの停止又は中止(以下この条において「解除等」といいます。)の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第3節の2 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第68条の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定する直収パケット接続回線管理機能、O O X Y自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u通信サービス契約約款又はL PWA契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。

なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者(M V N Oサービスを提供する者に限ります。)自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u通信サービス契約約款又はL PWA契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。
- 3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第68条の2の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定する直収パケット接続回線管理機能、O O X Y自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u通信サービス契約約款又はL PWA契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該

当するときは、その支払いを要しません。

なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者（MVNOサービスを提供する者に限ります。）自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。
- 3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。

第3節の3 au ICカードの貸与に係る費用の支払義務

（au ICカードの貸与に係る費用の支払義務）

第68条の3 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第38条の3（au ICカードの貸与に係る申込み）第2項に規定する契約に基づき、au ICカードの貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表（その他の費用）第1（au ICカードの貸与に係る費用）に規定するau ICカードの貸与に係る費用の支払いを要します。

第3節の4 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務

（業務支援システムの利用に係る費用の支払義務）

第68条の4 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第38条の2（業務支援システムの利用に関する申込み）第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表（その他の費用）第2（業務支援システムの利用に係る費用）に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。

（業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務）

第68条の5 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第38条の4（業務支援端末の貸与に関する申込み）第2項に規定する契約に基づき、業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表（その他の費用）第3（業務支援端末の貸与に係る費用）に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。

第4節 料金の計算及び支払い

（従量制の網使用料の計算方法）

第69条 当社は、従量制の網使用料は暦月に従って、毎月初日の午前0時から末日の午後12時までの間に終了した通信について、第70条（通信時間の測定等）により測定する通信回数又は通信時間の累積と料金表第1表第1（網使用料）の規定とにより計算します。

（定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法）

第69条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、別表1（接続により提供する機能）に規定するLTE直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能（LPWA）、LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る定

額制の網使用料について、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第3項及び第4項の規定に該当するときには、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）第4項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

（通信時間の測定等）

第70条 通信回数（文字メッセージ通信に係るものに限り、当社の電気通信設備が配信完了信号を送信した回数とし、当社の機器により測定します。）

2 通信時間は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点から起算し、当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は、通信回数又は通信時間の測定を行いません。

（1）試験用の通信（当社又は協定事業者の設定した試験番号に係る通信に限り、）

（2）課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した通信

（料金等の支払い）

第71条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、au ICカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。

（料金の一括後払い）

第72条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。

（期限の利益喪失）

第73条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき（第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあつては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。）は、接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

（1）接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。

（2）接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

（3）接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（4）接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

（5）接続申込者の所在が不明であるとき。

（6）接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。

（7）接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。

（8）接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。

(9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であつて、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金（接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべきもの（第66条（網改造料の支払義務）第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）に限るものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。）を含めることができるものとします。

（相殺）

- 第74条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したときは、接続申込者に対して、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が当該接続申込者に対して有する債務と当該接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して有する債務を相殺することができるものとします。

（接続料金の遡及適用）

- 第75条 当社は、料金表第1表（接続料金）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。
- 2 当社及び特定BWA事業者は、料金表第1表第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

（請求金額に不符合がある場合の取扱い）

- 第76条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の請求する網使用料について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。
- 2 当社が協定事業者からその協定事業者に係る網使用料について支払いの請求を受けた場合であつて、当社が記録する課金資料とに差異が生じたときは、当社はその協定事業者に課金照合を行うことを請求することとします。
- 3 当社は、課金照合を当社から請求した場合であつて、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととします。
- 4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なものとみなして取扱い、原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料の額を決定することとします。

第6節 債務の履行の担保

（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）

- 第77条 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。
- 2 接続申込者が、前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断できない場合（前項に規定する協議により接続

申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)又は前項に規定する協議に応じない場合(次条第1項第6号に該当する場合を除きます。)は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限ります。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

(債務の履行の担保)

第77条の2 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者から請求を受けたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと(接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。)があるとき。
 - (2) 第73条(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき。
 - (3) 直近の決算において債務超過であるとき。
 - (4) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める基準に該当するとき。
 - (5) 第51条の3(情報の提出)第2項の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。
 - (6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。
 - (7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。
- 2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)とします。
- (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額(接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。)
 - (2) 協定が消滅するとした場合に、第66条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額(接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。)
- 3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、預託金の預け入れ又金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。
- 4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。)に相当する額(当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。)について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。
- 5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。

この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。

ただし、期間満了時において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取り扱うものとします。

6 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

7 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

第7節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第78条 協定事業者は、料金等（この条において割増金及び延滞利息を除きます。）の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により支払うことを要します。

（延滞利息）

第79条 協定事業者は、料金等（この条において延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により支払うことを要します。

第8節 債権譲受等

（債権譲受）

第80条 当社は、第57条（接続形態）に規定する接続形態のうち当社から発信し協定事業者に接続する通信について、協定事業者の役務提供区間（その接続における当社の役務提供区間を含む場合があります。）に関し、契約者が支払うべき料金の債権を協定事業者から譲り受けることがあります。

（債権譲渡）

第81条 当社は、第57条（接続形態）に規定する接続形態のうち協定事業者から発信し当社に接続する通信について、当社の役務提供区間（その接続における一部の協定事業者の役務提供区間を含む場合があります。）に関し、契約者が支払うべき料金の債権を協定事業者に譲渡することがあります。

第9節 端数処理

（端数処理）

第82条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。

第 11 章 技術的条件

（技術的条件）

第83条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。

第12章 損害賠償

（責任の制限）

第84条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由（当社若しくは当社及び特定BWA事業者がau通信サービス又はセルラーLPWAサービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。）により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係るau通信サービス又はセルラーLPWAサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合（当社若しくは当社及び特定BWA事業者の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。）に限り、その費用の負担について協議するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置により当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備に不具合が生じた場合には、その不具合により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が発生した損害額（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）を協定事業者に請求できるものとします。

（解除等の場合の取扱い）

- 第85条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）を含みます。）の支払いを請求できるものとします。
- 2 前項の規定は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。

（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）

第86条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者はその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。

ただし、当該乖離が協定事業者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。

（免責）

- 第87条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。
- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下こ

の条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者と協議するものとします。

- 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第62条（接続の中止）に規定する接続の中止により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者と協議するものとします。

第13章 利用者への責任に関する事項

（利用者料金の設定）

第88条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金（通信料に限ります。以下この章において同じとします。）には、役務区間合算料金又は役務区間単位料金があります。

- 2 利用者料金を設定する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第2表（利用者料金設定事業者）に掲げるとおりとします。

（利用者料金の請求）

第89条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その料金債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第3表（利用者料金請求事業者）に掲げるとおりとします。

（ローミングに係る特例）

第90条 第57条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社、携帯電話事業者、PHS事業者又はIP電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者、PHS事業者又はIP電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

（利用者料金の課金）

第91条 第89条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

- 2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

（利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応）

第92条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第57条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者が行うことを要します。

- 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

第14章 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等における取扱い

(当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)

第93条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に相互接続点を設置する場合において、接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等(当社若しくは当社及び特定BWA事業者が技術的、経済的等の観点から当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。)とします。

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第94条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りをを行う当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けることを要します。

2 接続申込者又は接続申込者が指定した者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入る場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する者の立ち会いを要する場合があります。

(工事等の制限)

第95条 次の各号に規定する事由があるときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等が損壊したとき。
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第55条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。
- (4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があったとき。
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙が行われるとき。
- (6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。
- (7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。
- (8) 前3号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

第 15 章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第96条 当社は、協定事業者（国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により a u 通信サービス及びセルラー L P W A サービスの契約者に関する情報（協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、以下「契約者情報」といいます。）の提供を求められたときは、次の場合に限り、その提供を求められた契約者情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び電話番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。
 - (2) 対象契約者の氏名及び電話番号等が、当社の契約者の氏名及び電話番号等と一致すること。
 - (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることについて、対象契約者の同意を書面により得ていること。
 - (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。
 - (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。
- 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、当社の契約約款等に定める a u サービス利用権の譲渡、一時休止又は契約解除があったときは、その異動事由及び異動年月日（一時休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時において当社が把握しているその契約者の住所を含みます。）の情報を提供します。
- 3 当社は、契約者情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その協定事業者にもその契約者の同意書の提出を求めることがあります。
- 4 情報提供にあたり、契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者は、その責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。
- 5 契約者情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定めます。

(接続協議等に関する情報等の提供)

第 96 条の 2 当社若しくは当社及び特定 B W A 事業者は、接続協議に関する情報、a u 通信サービス及びセルラー L P W A サービスのサービスエリアに関する情報及び別表 1 に掲げる L T E 直収パケット接続機能（携帯電話・B W A 電波連携分）、L T E 直収パケット接続機能（L P W A、携帯電話・B W A 電波連携分）、又は 5 G（N S A 方式）直収パケット接続機能（携帯電話・B W A 電波連携分）に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。

- 2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定 B W A 事業者は、接続申込者から請求があるときは、第 40 条の 2（移動無線装置に係る確認試験の実施）及び第 40 条の 3（接続申込者の請求による移動無線装置の試験）に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第 38 条の 2（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第 38 条の 3（a u I C カードの貸与に係る請求）に規定する a u I C カードの貸与に係る請求に関する情報、第 38 条の 4（業務支援端末の貸与に関する申込み）に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2－1 から 2－6 に規定する料金、料金表第 1 表（接続料金）第 1 の 2（将来原価方式による算定対象の網使用料）2（料金額）2－1 から 2－2 に規定する料金について第 75 条（接続料金の遡及適用）第 2 項に基づき変更した後の料金並びに料金表第 4 表（その他の費用）第 1（a u I C カードの貸与に係る費用の額）に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第 1 表（接続料金）第 1 の 2（将来原価方式による算定対象の網使用料）2（料金額）2－1 から 2－2 に規定する料金の予測原価、予測正味固定資産価

額及び予測需要に係る予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）、及び第75条（接続料金の遡及適用）第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

- 3 前項に定める料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式による算定対象の網使用料）2（料金額）2-1から2-2に規定する料金について第75条（接続料金の遡及適用）第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表（その他の費用）第1（au ICカードの貸与に係る費用の額）に規定する料金の算定に係る実績需要の対前年度比に関する情報については、その算定にあたり基礎となる事業年度の経過後6ヶ月以内に情報の更新を行うものとします。
- 4 前3項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、業務支援システム、業務支援端末、又はau ICカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。

（様式）

第97条 この約款の規定に基づく協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）からの申込み及びその申込みに対する当社若しくは当社及び特定BWA事業者からの回答は、別表3（様式）に規定する様式によるものとします。

ただし、別表3に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。

（承諾の限界）

第98条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者へ書面により通知します。

（双務的条件）

第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条（当社の接続対象地域）、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第30条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第32条（瑕疵）、第44条（協定上の地位の移転又は承継）、第45条（権利及び義務の譲渡）、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）、第54条（協定事業者の切分責任）、第56条（第三者への債権譲渡等）、第60条（接続の一時中断）、第61条（接続の停止）、第62条（接続の中止）、第63条（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条（期限の利益喪失）、第74条（相殺）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第86条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第87条（免責）及び第98条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第10条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

- 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第14条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。

(協議が調わない場合の取扱い)

第100条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第154条第1項若しくは第157条第1項に規定するあっせん又は同法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の場合において、接続申込者が事業法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由があるときに限り、その申請に同意することとします。

料金表

通則

（消費税相当額の加算）

第65条（網使用料の支払義務）から第68条の5（業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生したときは、当社が別に定める公衆電話から発信する通信について、第65条（従量制の網使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、臨時に、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）2（料金額）に規定する料金額を減免する場合があります。

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

網 使 用 料 の 適 用	
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所において当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的な機能をいいます。）に適用します。 ただし、別表2第2表（利用者料金設定事業者）において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。 ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能
(2) 削除	_____
(3) 削除	_____
(4) 特定事業者との間で継続して接続される相互接続通信の取扱い	ア 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社の業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。 イ 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定事業者の電気通信サービスの業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を特定事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。
(5) 削除	_____
(6) O O X Y自動接続回線管理機能に係る網使用料の取扱い	ア O O X Y自動接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。
(7) 直収パケット接続サービス制御装置連携機能に係る網使用料の取扱い	ア 直収パケット接続サービス制御装置連携機能に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 歴月の末日の契約者回線に応じて支払を要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。

2 料金額

2-1 端末接続機能

区 分	単 位	料 金 額
端末接続機能	1 秒ごとに	0.045747 円

2-2 MNP転送機能

区 分	単 位	料 金 額
MNP転送機能	1 秒ごとに	0.0050979 円

2-3 削除

2-4 削除

2-4の2 削除

2-4の3 削除

2-5 削除

2-6 文字メッセージ通信接続機能

区 分	単 位	料 金 額
文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	0.49218 円

2-7 OOX自動接続機能

区 分	料 金 額
OOX自動接続機能	2-1（端末接続機能）に規定する料金額と同額

2-8 OOX自動接続回線管理機能

区 分	単 位	料 金 額	備考
OOX自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	79 円	月額

2-9 直収パケット接続サービス制御装置連携機能

区 分	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接続サービス制御装置連携機能	1 契約者回線ごとに	38 円	月額

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

網 使 用 料 の 適 用	
（1） 将来原価方式による算定対象の網使用料の適用対象	将来原価方式による算定対象の網使用料は、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第6条（標準的な接続箇所）（2）に規定する標準的な接続箇所において当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。）に適用します。 ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能
（2） 特定事業者との間で継続して接続される相互接続通信の取扱い	ア 当社は、当社の業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。 イ 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定事業者の電気通信サービスの業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を特定事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。
（3） 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の取扱い	ア 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。 ウ O O X Y自動接続回線管理機能を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません

2 料金額

2-1 LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	110,491円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,049円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	102,009円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,200円	月額

2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	110,491円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,049円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	102,009円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,200円	月額

2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	110,491円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,049円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	102,009円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,200円	月額

2-2 直収パケット接続回線管理機能

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接続回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	77円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	76円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額

第2 網改造料

1 適用

網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

網 改 造 料 の 適 用	
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、第1（網使用料）1（適用）（1）に規定する基本的な接続機能以外の機能に適用します。 ただし、別表2第2表（利用者料金設定事業者）において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。
(2) 網改造料の按分	ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。 (ア) (イ)以外のもの 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。 ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。 なお、別表1（接続により提供する機能）1－2（個別占有的接続機能）の機能については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、当社又は複数の協定事業者が使用する機能のうち、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。 (イ) 第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所から相互接続点までの間の伝送路に係るもの 別表2第2表（利用者料金設定事業者）において当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となるときは、その接続において当社が利用者料金を設定した通信と協定事業者が利用者料金を設定した通信のトラヒック比率により按分した額のうち、協定事業者が利用者料金を設定した通信に係る部分をその協定事業者に適用します。 イ アの(ア)に該当する場合において、その按分した額が、協定事業者（現にその機能を利用している者に限ります。以下この欄及び(3)欄において同じとします。）が既に負担した額を下回るときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その差額を協定事業者に返還するものとします。
(3) 接続用設備の撤去等に伴う費用の個別負担	協定事業者は、第33条（更改）又は第35条（対象設備の除却又は転用）の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては撤去に伴い発生する費用、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその接続用設備を転用した

	場合においては転用に伴い発生する費用の支払いを要します。
(4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額	網改造料の対象となる機能について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が他事業者の役務の提供を受けた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、その役務の提供を受けるために要した費用を網改造料として適用します。

2 料金額

網改造料は、接続用設備の設置又は改修に要した費用及び接続用ソフトウェアの開発に要した費用とし、次により算出します。

2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	年額料金 = (1) 本体設備使用料 + (2) 土地建物使用料 (1) 本体設備使用料 = 減価償却費 + 設備管理費 (2) 土地建物使用料 = ① 土地使用料 + ② 建物使用料 ① 土地使用料 = 設備管理費 ② 建物使用料 = 減価償却費 + 設備管理費 ただし、第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。 料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12
減価償却費	減価償却費は次の算出式により算定します。 減価償却費 = 当該設備の創設費 / 法定耐用年数 ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。 イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。 当該設備の創設費 = (物品費 + 取付費) × (1 + 諸掛费率) ただし、(2) ② の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建設費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 ウ 諸掛费率は2-2によります。
設備管理費	設備管理費は次の算出式により算定します。 設備管理費 = 当該設備の創設費 × 設備管理费率 ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。 ただし、(2) ① の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 イ 設備管理费率は2-2によります。
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 ただし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定事業者との間に別段の合意がある場合は、精算方法について変更することがあります。

2-1の2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第33条（更改）又は第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

- (1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備を除却する場合
- ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
- 料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(7) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = 当該設備の創設費 × 法定耐用年数残存期間比率

① 当該設備の創設費は、2-1（算出式）の減価償却費に係る欄の算出式によります。（2-1の2（対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額）において同じとします。）

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数（当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。）／（法定耐用年数 × 12）

(4) 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = 撤去工事費

撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備を転用する場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額

ア 未償却残高は、上記(1)ア(7)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = 当該設備の創設費 - 当該設備の償却累計額

2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等（法定耐用年数を経過していないものに限り、）について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		対象設備による
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.093
	法定耐用年数経過後	0.084

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第67条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 実費の適用	2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出

	式により算定する実費とします。この場合２－３に規定する作業単金を適用するものとします。 第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。
（２）工事費の按分	ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、２（工事費の額）２－１の表中第１欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。 イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、２（工事費の額）２－１に掲げる工事費の額を当社若しくは当社及び特定ＢＷＡ事業者が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

２ 工事費の額

工事費は次表のとおりとします。

２－１ 工事費

区 分		単 位	料 金 額
（１）トランスレータ 変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	１工事ごとに	第２表 工事費 １適用のとおり
（２）直収パケット接 続に係るデータ 設定工事費	ア 第６条（標準的な接続箇所）表中第２欄に規定する接続箇所における工事のうち下記以外の接続に係るＩＰアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	１工事ごとに	第２表 工事費 １適用のとおり
	イ 第６条（標準的な接続箇所）表中第２欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用	１工事ごとに	67,800 円
（３）〇〇×Ｙ自動接 続機能に係る設 定工事費	〇〇×Ｙ自動接続機能により当社の交換設備で自動的に付加する特定事業者識別番号を設定又は変更する工事に要する費用	１工事ごとに	第２表 工事費 １適用のとおり

２－２ 算出式

工 事 費 ＝ 作 業 単 金 × 作 業 時 間

２－３ ２－２に適用する作業単金

区 分	単 位	料 金 額
作業単金	一人あたり１時間ごと	6,780 円

第3表 手続費

区 分		単 位	手続費の額
(1) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	当社が回収する利用者料金額ごとに	4.49%
(2) 債権譲 受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる契約者が支払うべき料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	5.0%
		イ 番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115に限ります。)を使用して発信する場合	3.4%
(3) お客様 情報照会 書作成手 続費	第96条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項及び第2項の規定により、当社の契約者情報又は異動情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	300円
削除	削除	削除	削除
(5) MVNO サービス 契約の 契約者 回線登 録手続 費	MVNOサービス契約に係る契約者回線の開通をするための手続き及び当社調達端末への情報登録に要する費用	1回線ごとに	1,000円
(6) (1)～ (5)以外 の手続費	—	—	実費

第4表 その他の費用

第1 a u I Cカードの貸与に係る費用の額

区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
a u I Cカードの貸与に係る費用	a u I Cカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	「Plug-in UICC」、 「Mini-UICC」、又は 「4FF」	130 円	L T E直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、5 G（N S A方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）及びO O X Y自動接続機能での利用が可能です。 発注枚数などの条件により変更する場合があります。
			「4FF」	130 円	L T E直収パケット接続機能（L P W A、携帯電話・BWA電波連携分）での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。

第2 業務支援システムの利用に係る費用の額

区 分		単 位	費用の額	備 考
業務支援システムの利用に係る費用	業務支援システムの利用に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1システムごとに	1,780,000 円	月額 当社及び特定BWA事業者が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。

第3 業務支援端末の貸与に係る費用の額

区 分		単 位	費用の額	備 考
業務支援端末の貸与に係る費用	業務支援端末の貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1セットごとに	6,000 円	月額 当社及び特定BWA事業者が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。

	業務支援端末で利用 するプリンタの貸与 に係る費用	1 台毎に	1,000 円	月額
--	---------------------------------	-------	---------	----

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する機能（文字メッセージ通信接続機能及び O O X Y 自動接続機能を除きます。）	
オプション機能接続機能	a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。
L T E 直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）	特定 B W A 事業者の W i M A X 2 + 基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される L T E 方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定 B W A 事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	M V N O サービス契約以外の契約者回線は利用できません。
L T E 直収パケット接続機能（L P W A、携帯電話・BWA 電波連携分）	特定 B W A 事業者の W i M A X 2 + 基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される L T E 方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する L P W A 特定接続サービスを対象とし、当社及び特定 B W A 事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	M V N O サービス契約以外の契約者回線は利用できません。
5 G（N S A 方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA 電波連携分）	特定 B W A 事業者の W i M A X 2 + 基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される 5 G（N S A）方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定 B W A 事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者	M V N O サービス契約以外の契約者回線は利用できません。

	との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能	
直収パケット接続回線管理機能	特定接続サービスの契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	
直収パケット接続サービス制御装置連携機能	特定接続サービスの契約者回線に係る端末の認証等を協定事業者が利用する電気通信設備と連携するとともに網使用料を請求する機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。
MNP転送機能	MNPにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能	
MNP機能	MNPにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、協定事業者からの要求により移転先事業者に係る情報を返送する機能	
文字メッセージ通信接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信(文字メッセージ通信に限ります。)を伝送交換する機能	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定します。
OOXY自動接続機能	OOXY自動接続契約者がダイヤルした電気通信番号(番号規則別表第1号、第4号又は第6号に規定する電気通信番号に限ります。)に特定事業者識別番号(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものを除きます。))であって、あらかじめ協定事業者が希望したものをいいます。以下同じとします。)を自動的に付加(3Gを除きます。)して、その契約者回線から特定事業者識別番号に係る相互接続点への相互接続通信を伝送交換する機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 1の協定事業者につき1の特定事業者識別番号を指定することができます。本機能を利用する協定事業者は、緊急通報その他本機能によらない通信に関し、当社からその卸電気通信役務の提供を受けるための契約を締結していただきます。

〇〇×Ｙ自動接続回線管理機能	〇〇×Ｙ自動接続サービスの契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	
----------------	--	--

1-2 個別占有的接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
LTE直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTE直収パケット接続装置機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
5G（NSA方式）直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）	特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される5G（NSA）方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する5G（NSA）特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

LTEGTP接続利用機能（携帯電話・BWA電波連携分）	料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）1（適用）2（料金額）2－1（LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分））に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2＋基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式による通信の経路設定等の処理を行う機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
LTEGTP接続利用機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）1（適用）2（料金額）2－1の2（LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分））に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者のLPWA特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2＋基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式による通信の経路設定等の処理を行う機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
5G（NSA方式）GTP接続利用機能（携帯電話・BWA電波連携分）	料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）1（適用）2（料金額）2－1の3（5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分））に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2＋基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用される5G（NSA）方式による通信の経路設定等の処理を行う機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。

直収パケット接続サービス制御装置連携利用機能	当社が定める信号方式により当社のサービス制御装置と協定事業者の電気通信設備との間の通信を行うために必要となる装置を利用する機能	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）及び5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）での利用が可能です。
文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	当社が定める信号方式により文字メッセージ通信用設備と協定事業者の電気通信設備との間の通信を行うために必要となる文字メッセージ通信用信号変換装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。

別表2 接続形態

1 適用

区分	内容														
(1)事業者の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>発信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）</td></tr><tr><td>着信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）</td></tr><tr><td>経由事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td></tr><tr><td>サービス制御事業者</td><td>当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者</td></tr><tr><td>IP</td><td>IP電話事業者</td></tr><tr><td>MVNO</td><td>仮想携帯電話事業者</td></tr></table>	用語	意味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	サービス制御事業者	当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者	IP	IP電話事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
用語	意味														
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）														
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）														
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）														
サービス制御事業者	当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者														
IP	IP電話事業者														
MVNO	仮想携帯電話事業者														
(2)表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（同一の事業者を複数経由する場合も含みます）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。 イ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には、専用役務区間を含む場合があります。 ウ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。 エ 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。 オ 2－1表又は2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者が、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者と同一である場合、その接続形態は、2－1表又は2－2表に規定するその他の接続形態と組み合わせて接続する場合があります。														

2－1 接続形態表

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	－	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	1-2	削除			
当社	中継事業者	当社	C1-1	削除			
当社	中継事業者	当社	E1-1	当社	当社	－	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-2	当社	当社	－	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	PHS事業者	2-1	当社	当社	－	
当社	－	端末系事業者	3-1	当社	当社	－	
			3-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5	削除			
			3-6	アイ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	アイ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:当社	アイ以外の区間:－ イ 着信事業者欄:－	
			3-7	当社	端末系事業者	－	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8	アイ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	アイ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	アイ以外の区間:－ イ 着側:－	・着側は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10	端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1	当社	当社	－	
			4-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5	中継事業者	端末系事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6	削除			
			4-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8	中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12	端末系事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13	端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	－	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
携帯電話事業者	中継事業者	当社	5-2	削除			
			E5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
PHS事業者	中継事業者	当社	6-1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			6-2	削除			
			6-3	削除			
			6-4	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	－	当社	7-1	削除			
			7-2	削除			
			7-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			7-4	削除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1	削除			
			A7-2	削除			
			A7-3	削除			
			A7-4	削除			
			A7-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A7-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			A7-7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1	削除			
端末系事業者	当社	IP	D7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1	削 除			
			8-2	削 除			
			8-3	削 除			
			8-4	削 除			
			8-5	削 除			
			8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	
			8-7	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 着信事業者欄:当社	端末系事業者	ア イ以外の区間:ー イ 着信事業者欄:ー	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
8-8	ア イ以外の区間:中継事業者 イ 着信事業者欄:当社	中継事業者	ア イ以外の区間:ー イ 着信事業者欄:ー	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
8-9	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
8-10	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
8-11	削 除						
8-12	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者				
端末系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A8-1	削 除			
			A8-2	削 除			
			A8-3	削 除			
			A8-4	削 除			
			A8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
A8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
A8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
A8-8	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。			

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B8-1	削 除			
			B8-2	削 除			
			B8-3	削 除			
			B8-4	削 除			
			B8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			B8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
端末系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C8-1	削 除			
			C8-2	削 除			
			C8-3	削 除			
			C8-4	削 除			
			C8-5	削 除			
			C8-6	削 除			
			C8-7	削 除			

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者及び当社	IP	D8-1	削 除			
			D8-2	削 除			
			D8-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
			D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号（0091番号帯を除きます。）を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			D8-6	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
国際系事業者	—	当社	9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
国際系事業者	携帯電話事業者	当社	A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	当社	携帯電話事業者	B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C9-1	削 除			
国際系事業者	当社	IP	D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	中継事業者	当社	10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・国際通話に限ります。
			10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
			10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
			A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
			B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C10-1	削 除			
			C10-2	削 除			
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP	D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
			D10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
当社	—	国際系事業者	11-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
			11-2	国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限ります。

第1表		
発信事業者	経由事業者	着信事業者
削 除		
当社	中継事業者	国際系事業者
IP	－	当社
IP	携帯電話事業者	当社
IP	当社	携帯電話事業者
IP	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	当社	IP
削 除		
IP	中継事業者	当社
IP	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者
IP	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	中継事業者及び当社	IP
当社	－	IP
当社	中継事業者	IP
削 除		
当社若しくは当社及び特 定BWA事業者	－	MVNO
当社	－	PHS事業者
PHS事業者	－	当社
端末系事業者	PHS事業者	当社

項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
12-1	削 除			
12-2	削 除			
12-3	削 除			
13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
14-1	削 除			
14-2	削 除			
14-3	IP	IP	IP	
14-4	削 除			
A14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
B14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
C14-1	削 除			
D14-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
15-1	削 除			
16-1	IP	IP	IP	
16-2	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)	
16-3	削 除			
A16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
B16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
C16-1	削 除			
D16-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
17-1	当社	当社	－	
17-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
17-3	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
17-4	IP	当社	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99)に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
17-5	IP	当社及びIP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限りま す。)を使用して発信する呼に限ります。
17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-1	当社	当社	－	
18-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-5	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-6	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)	・着信者に課金する呼に限ります。
18-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限りま す。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又 は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限りま す。)を使用して発信する呼に限ります。
18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限りま す。)を使用して発信する呼に限ります。
19-1	削 除			
A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	・直収パケット接続機能及び直収パケット接続回線管理機能を利用 して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。
20-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番 20-1の形態に限ります。
21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番 21-1の形態に限ります。
A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号) 第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電 信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	当社	PHS事業者	B22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A23-1	削 除			
			A23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A23-4	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
端末系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B23-1	削 除			
			B23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			B23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
国際系事業者	PHS事業者	当社	A24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	当社	PHS事業者	B24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
IP	PHS事業者	当社	A26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	当社	PHS事業者	B26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及びPHS事業者	当社	A27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及び当社	PHS事業者	B27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
当社	－	携帯電話事業者	R1-1	アイ以外の区間：携帯電話事業者（着信事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（着信事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（着信事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	当社	R1-2	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	携帯電話事業者	R1-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	PHS事業者	R1-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	端末系事業者	R1-5	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	IP	R1-6	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	端末系事業者	R1-7	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	IP	R1-8	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	国際系事業者	R1-9	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
携帯電話事業者	携帯電話事業者	当社	R2-1	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（発信事業者）	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：携帯電話事業者（経由事業者）	アイ以外の区間：携帯電話事業者（経由事業者） イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限りします。
当社	－	MVNO	28-1	MVNO	MVNO	MVNO	・OOXY自動接続機能及びOOXY自動接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限りします。

2－2 IP音声接続に係る接続形態表

第1表		項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	協定事業者	1	当社	当社	-	
当社	協定事業者	2	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
当社	協定事業者	3	協定事業者	当社	協定事業者	
協定事業者	当社	4	協定事業者	協定事業者	協定事業者	

別表3 様式

様式第1（第12条第2項関係）

事前調査申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

印

次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所		(例) 接続約款第6条標準的接続箇所表中のとおりとする。	
2. 電気通信設備の分界点			
(1) 相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1) 弊社接続対象地域		弊社網接続エリア：	
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無		有 無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		接続約款第11章技術的条件	
		技術的条件集第2章形態別接続条件第 節のとおりとする。	
		信号網構成	対応網
		信号速度	4.8kb/s 48kb/s 64Kb/s
	回線 留保	優先発ユーザ 留保回線制御 機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合		別紙1 接続約款適用外の場合の技術的条件のとおり。	
5. 電気通信設備の建設に係る事項			
相互接続点ごとの予測トラヒック		発着 CA 別／接続形態別の最繁時トラヒック：接続開始時より3年分	
		接続約款第6条標準的接続箇所表中第2欄にて接続する場合	別紙3 トラヒック想定のとおり。
6. 接続端末種別			
	a u 端末		
	a u 端末（文字メッセージ通信）		
	セルラー L P W A サービス対応端末		

接続希望端末に○印を記入	
7. 接続形態	
接続約款記載の接続形態の場合	第7章接続形態別表2項番 ～ とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙2接続形態のとおり。
8. 課金条件（貴社が利用者料金を設定し、弊社が利用者料金請求事業者となる場合のみ）	
課金方式	ア. 柔軟課金方式
	イ. テーブル課金方式
9. MNPポータビリティ接続機能	
	MNP転送機能
	MNPリダイレクション機能
接続希望機能に○印を記入	
10. 網改造料の対象となる機能	
11. 業務遂行上の協力事項	
貴社に協力依頼する事項	
12. 事業者識別番号及びその種別	
貴社からの発信接続番号	
13. その他	

様式第1 別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 中継交換機の伝送装置 イ. 現在の接続箇所に変更はない。 ウ. その他（ ）
(2) 機能利用端末種別	・ 弊社網側（ ） ・ 貴社網側（ ） ・ 現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インタフェース	ア. 現在の伝送装置間インタフェースに変更はない イ. その他（ ）
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. 現在の信号方式に変更はない ウ. その他（ ）
(5) 信号網構成	ア. 現在の信号網構成に変更はない イ. その他（ ）
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 64Kb/s

(7) 料金関係 ①課金条件 ②課金の開始契機 ／終了契機 ③非課金の対象呼	エ. 現在の信号速度に変更はない [] 課金開始契機：ア. A N M（課金表示は課金）を受信したとき イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ） 課金終了契機：ア. R E Lを受信したとき イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ） ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. その他（ ）
(8) 事業者間精算	ア. 現在の事業者間精算に変更はない イ. その他（ ）
(9) 試験方法	ア. 手動接続試験：双方の関門交換機に自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(10) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第 58 条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(11) 重要通信の確保	[]
(12) その他	[]

様式第 1 別紙 2

接続形態

	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第 1 別紙 3

別 3-3

トラヒック想定

a u との相互接続 点 (例：東京)	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 (Mbps)			
	接続開始時	S 年度末値	S + 1 年度末値	S + 2 年度末値

a u との相互接続 点 (例：東京)	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S + 1 年度末値	S + 2 年度末値

a u との相互接続 点 (例：東京)	端末需要予測			
	接続開始時	S 年度末値	S + 1 年度末値	S + 2 年度末値

	(セルラー L PWA サービスの場合) L PWA 特定接続契約者 (用途単位) の回線 数予測			
	接続開始時	S 年度末値	S + 1 年度末値	S + 2 年度末値
L PWA 特定接 続契約者の利用 用途				

- 保留時間 (秒/呼) :
- 平均通信量 (kbyte/回) :
- 上り/下りデータ比 :
- 同時接続要求数 (アテンプト) (call/sec) :
- 最繁時間帯 :
- 最繁時集中率 (※) (%) :
- パケットの定義 : 128バイト/パケット
(※最繁時間帯セッション数 (／h) / 総セッション数 (／日) × 100)
- (セルラー L PWA サービスの場合) L PWA 特定接続契約者 (用途単位) の平均通信間隔 :
- (セルラー L PWA サービスの場合) L PWA 特定接続契約者 (用途単位) の特定集中地域の有無 :
(※ 1 平方キロメートル内に 500 台以上)

別 3-4

様式第2（第13条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

様式第 3（第14条第 1 項関係）

事前調査申込回答書

第 号
年 月 日

殿



年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、
宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（接続約款第14条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

様式第 4（第16条第 1 項関係）

接続申込書

第 号
年 月 日

殿

郵便番号
（ふりがな）

住所
（ふりがな）

氏名（法人にあっては、名称
及び代表者の氏名） 印

弊社事前調査申込書（ 年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（ 年 月 日）につ
きまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 5（第17条第 1 項関係）

接続申込み取止め申込書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号で申し込んだ接続申込みにつきまして、下記のとおり取止めを申し込
みます。 印

記

1. 取止める内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 6（第17条第 1 項関係）

接続申込み取止め申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付け 号でいただきました接続申込み取止め申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第 7（第18条第 1 項関係）

接続申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。印

様式第 8（第20条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付けで行った接続申込に関し、相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 9（第23条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名 印

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第10（第23条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第11（第23条第4項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第12（第23条第 4 項関係）
相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

印

備考	
----	--

様式第13（第24条関係）

完成通知書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接
続用設備が完成いたしましたので通知します。

印

1. 完成した設備の内容

様式第14（第30条第1項関係）

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15（第30条第 1 項関係）

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第16（第34条第 1 項関係）

対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

殿



貴社接続約款第34条（協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等）の規定により、対象設備の利用中止を申し込みます。

記

利用中止する対象設備の内容		記事
利用中止を希望する対象設備の設置場所	利用中止希望日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 対象設備の更改を申込む場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第17（第37条関係）

工事申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)
印

氏名

その他の工事の実施を下記により申し込みます。
記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第18（第37条関係）

工事申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。印

附 則（平成18年3月6日ＫＤＤＩ移企調第332号及びＯＣＴ技術第1945号）
（実施時期）

1 この約款は、平成18年3月13日から実施します。

（接続約款の廃止）

2 この約款の実施に伴い、この約款の実施前の沖縄セルラー電話株式会社の接続約款（以下「廃止約款」といいます。）は、廃止します。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

3 この約款実施前に廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

（既存協定等の取扱いに関する経過措置）

4 この約款実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約（以下この附則において「既存協定等」といいます。）については、なお従前のとおり取り扱います。

（料金等の適用に関する経過措置）

5 この約款実施の際現に、既存協定等に基づいて支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年5月22日ＫＤＤＩ移企調第367号及びＯＣＴ技術第0266号）
この改正規定は、平成18年5月29日から実施します。

附 則（平成18年9月15日ＫＤＤＩ移企調第493号及びＯＣＴ技術第1057号）
この改正規定は、平成18年9月25日から実施します。

附 則（平成18年9月15日ＫＤＤＩ移企調第494号及びＯＣＴ技術第1058号）
この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年10月11日ＫＤＤＩ移企調第534号及びＯＣＴ技術第1232号）
この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

附 則（平成18年10月25日ＫＤＤＩ移企調第552号及びＯＣＴ技術第1233号）
この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則（平成19年1月24日ＫＤＤＩ移企調第636号及びＯＣＴ技術第1818号）
この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

附 則（平成19年3月22日ＫＤＤＩ移企調第716号及びＯＣＴ技術第2271号）
この改正規定は、平成19年3月29日から実施します。

附 則（平成20年2月22日ＫＤＤＩ移企調第902号及びＯＣＴ技術第2320号）
この改正規定は、平成20年2月29日から実施します。

附 則（平成20年3月21日ＫＤＤＩ移企調第911号及びＯＣＴ技術第2561号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

（ツーカー通信サービスに関する特例措置）

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施前の約款におけるツーカー通信サービスに係る規定（技術的条件集に定めるものを含みます。）については、平成20年3月31日まで、なお従前のとおりとします。

ただし、ツーカー通信サービスに係る網使用料については、以下に定める料金額を平成19年4月1日に遡及して適用します。

区 分		単 位	料 金 額
ツーカー通信サービス	区域内料金	1 秒ごとに	0.191 円
	区域外料金	1 秒ごとに	0.242 円

- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、平成20年4月1日から当社が別に定める日までの間、協定事業者（国際系事業者に限ります。）から、お客様情報照会書によりツーカー通信サービスの契約者に関する情報の提供を求められた場合、従前のおり、その情報を提供することとします。この場合、1件ごとに500円の料金額を適用するものとします。

（料金等の適用に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 本改正規定第2項により発生する料金その他の債務については、平成20年4月1日以降においてもその支払いを要します。

附 則（平成20年5月9日ＫＤＤＩ移企調第919号及びＯＣＴ技術第0149号）

この改正規定は、平成20年5月16日から実施します。

附 則（平成20年10月7日ＫＤＤＩ移企調第992号及びＯＣＴ技術第1169号）

この改正規定は、平成20年10月14日から実施します。

附 則（平成21年3月11日ＫＤＤＩ移企調第1052号及びＯＣＴ技術第2250号）

この改正規定は、平成21年3月18日から実施します。

附 則（平成21年4月8日ＫＤＤＩ移企調第1061号及びＯＣＴ技術第0033号）

この改正規定は、平成21年4月15日から実施します。

附 則（平成21年9月17日ＫＤＤＩ移企調第1100号及びＯＣＴ技術第0990号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、平成21年9月30日から実施します。
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成22年3月5日ＫＤＤＩ移企調第1146号及びＯＣＴ技術第1825号）

この改正規定は、平成22年3月12日から実施します。

附 則（平成22年9月6日ＫＤＤＩ移企調第1174号及びＯＣＴ技術第0862号）

この改正規定は、平成22年9月13日から実施します。

附 則（平成23年2月3日ＫＤＤＩ移企調第1200号及びＯＣＴ技術第1747号）

この改正規定は、平成23年2月10日から実施します。

附 則（平成23年7月6日ＫＤＤＩ移企調第1228号及びＯＣＴ技術第0630号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附 則（平成24年2月6日ＫＤＤＩ移企調第1267号及びＯＣＴ技術第1850号）

この改正規定は、平成24年2月13日から実施します。

附 則（平成25年3月21日ＫＤＤＩ移企調第1364号及びＯＣＴ技第12-378号）

この改正規定は、平成25年3月28日から実施します。

附 則（平成25年7月16日ＫＤＤＩ移企調第1385号及びＯＣＴ技第13-088号）

この改正規定は、平成25年7月23日から実施します。

附 則（平成26年2月21日ＫＤＤＩ移企調第1422号及びＯＣＴ技第13-191号）

この改正規定は、平成26年2月28日から実施します。

附 則（平成26年3月25日ＫＤＤＩ移企調第1429号及びＯＣＴ技第13-326号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成27年3月30日ＫＤＤＩ移企調第1521号及びＯＣＴ技第14-231号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成28年3月24日ＫＤＤＩ移企調第1597号及びＯＣＴ技第15-176号）

この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

附 則（平成28年7月25日ＫＤＤＩ移企調第1619号及びＯＣＴ技第16-009号）

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附 則（平成29年3月31日ＫＤＤＩ移企調第1643号及びＯＣＴ技第16-169号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月22日ＫＤＤＩ移企調第1849号及びＯＣＴ技第18-191号）

この改正規定は、平成31年3月31日から実施します。

（相互接続協定に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の携帯電話事業者及びＰＨＳ事業者の用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、携帯電話事業者及びＰＨＳ事業者の用語の定義を改正規定における定義に読み替えるものとします。

附 則（平成26年7月7日ＫＤＤＩ移企調第1449号及びＯＣＴ技術第14-051号）

この改正規定は、平成26年7月14日から実施します。

附 則（平成26年8月11日ＫＤＤＩ移企調第1455号及びＯＣＴ技術第14-081号）

この改正規定は、平成26年8月20日から実施します。

附 則（平成26年9月24日ＫＤＤＩ移企調第1465号及びＯＣＴ技術第14-102号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

（相互接続協定に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の携帯・自動車電話事業者の用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、携帯・自動車電話事業者の用語の定義を改正規定における定義に読み替えるものとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の携帯電話番号ポータビリティの用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、携帯電話番号ポータビリティの用語の定義を改正規定における定義に読み替えるものとします。

（実施時期）

附 則（平成26年10月24日ＫＤＤＩ移企調第1469号及びＯＣＴ技第14-126号）

この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

附 則（平成27年3月10日ＫＤＤＩ移企調第1516号及びＯＣＴ技第14-218号）

この改正規定は、平成27年3月17日から実施します。

附 則（平成27年3月25日ＫＤＤＩ移企調第1520号及びＯＣＴ技第14-227号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年3月30日ＫＤＤＩ移企調第1521号及びＯＣＴ技第14-231号）

この改正規定は、平成27年4月6日から実施します。

附 則（平成27年5月20日KDDI移企調第1528号及びOCT技第15-009号）
この改正規定は、平成27年5月27日から実施します。

附 則（平成27年7月24日KDDI移企調第1543号及びOCT技第15-046号）
この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成28年1月20日KDDI移企調第1584号及びOCT技第15-132号）
この改正規定は、平成28年1月27日から実施します。

附 則（平成28年2月19日KDDI移企調第1585号及びOCT技第15-133号）
この改正規定は、平成28年2月26日から実施します。

附 則（平成28年3月24日KDDI移企調第1597号及びOCT技第15-176号）
この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

附 則（平成28年7月25日KDDI移企調第1619号及びOCT技第16-009号）
1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
2 当社は、料金表第1表接続料金 第1網使用料 2料金額及び料金表第1表接続料金第2網改造料 2料金額に規定する料金額については、第75条（接続料金の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附 則（平成28年9月30日KDDI移企調第1629号及びOCT技第16-101号）
1 この改正規定は、平成28年10月7日から実施します。

附 則（平成29年3月31日KDDI移企調第1643号及びOCT技第16-169号）
1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年12月28日KDDI移企調第1705号及びOCT技第17-095号）
1 この改正規定は、平成29年12月28日から実施します。
ただし、この改正規定のうち、第96条の2第2項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－5に規定する料金額は原価算定期間が平成28年4月1日以降のものから、料金表第4表（その他の費用）第1（au ICカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は、平成30年4月1日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－5に規定する費用の額は原価算定期間が平成29年4月1日以降のものから、料金表第4表（その他の費用）第1（au ICカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は、平成31年4月1日以降に適用するものから実施します。

附 則（平成30年3月31日KDDI移企調第1720号及びOCT技第17-188号）
（実施時期）
1 この改正規定は、平成30年3月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－1（端末接続機能）に規定する料金額については、平成30年4月1日から実施します。
（網使用料に関する経過措置）

- 2 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1(端末接続機能)の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間については次に定める料金額を遡及適用します。

2-1 適用

網 使 用 料 の 適 用		
(1) 網使用料の適用区分	当社は、端末接続機能の提供においては、次の区分により網使用料を適用します。	
	区 分	内 容
	ア 区域内料金	相互接続点（専ら第2種指定電気通信設備相互間を接続するために設置された専用回線との接続に係るものを除きます。）と契約者回線等との間の相互接続通信が(2)(料金適用ブロック表)に定める同一ブロック内に終始する通話に適用する料金
	イ 区域外料金	ア以外のもの
(2) 料金適用ブロック表	ブロック	都 道 府 県
	1	北海道
	2	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
	3	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
	4	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
	5	富山県、石川県、福井県
	6	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	7	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	8	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	10	沖縄県

2-2 料金額

区 分		単 位	料 金 額
端末接続機能	区域内料金	1秒ごとに	0.053823 円
	区域外料金	1秒ごとに	0.067780 円

附 則（平成30年9月21日KDDI移企調第1785号及びOCT技第18-092号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成30年9月28日から実施します。

附 則（平成31年1月25日ＫＤＤＩ移企調第1833号及びＯＣＴ技第18-151号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則（平成31年3月22日ＫＤＤＩ移企調第1849号及びＯＣＴ技第18-191号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成31年3月31日から実施します。

附 則（令和元年5月15日ＫＤＤＩ移企調第1862号及びＯＣＴ技第19-008号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。
(相互接続協定に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「新番号規則」という。）の規定により廃止された電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下「旧番号規則」という。）の規定を参照した用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、旧番号規則の規定を参照した用語の定義を、それに対応する新番号規則の規定を参照した用語の定義に読み替えるものとします。

附 則（令和元年6月24日ＫＤＤＩ移企調第1868号及びＯＣＴ技第19-020号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則（令和元年9月3日ＫＤＤＩ移企調第1884号及びＯＣＴ技第19-042号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年9月10日から実施します。

附 則（令和2年3月24日ＫＤＤＩ移企調第1918号及びＯＣＴ技第19-110号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は令和2年3月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）及び第2（網改造料）以外のものについては、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年12月24日ＫＤＤＩ移企調第1950号及びＯＣＴ技第20-012号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は令和3年1月4日から実施します。

附 則（令和3年2月16日ＫＤＤＩ移企調第1961号及びＯＣＴ技第20-100号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。

附 則（令和3年2月26日ＫＤＤＩ移企調第1964号及びＯＣＴ技第20-103号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。

附 則（令和３年３月24日ＫＤＤＩ移企調第1968号及びＯＣＴ技第20-130号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和３年３月31日から実施します。

附 則（令和３年５月31日ＫＤＤＩ移企調第1979号及びＯＣＴ技第21-019号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和３年６月８日から実施します。

附 則（令和３年６月23日ＫＤＤＩ移企調第1980号及びＯＣＴ技第21-021号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附 則（令和３年９月22日ＫＤＤＩ移企調第1993号及びＯＣＴ技第21-045号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和３年９月30日から実施します。

附 則（令和３年12月28日ＫＤＤＩ移企調第2005号及びＯＣＴ技第21-080号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和４年１月５日から実施します。

附 則（令和４年２月28日ＫＤＤＩ移企調第2013号及びＯＣＴ技第21-113号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

2 直収パケット接続事業者が利用する「LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）」、「LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）」及び「5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）」の将来原価方式対象機能の網使用料については、令和４年３月７日から令和４年３月31日までは、この改正規定前の規定を適用せず、以下の料金表を適用します。なお、当該料金表は令和３年４月１日まで遡及するものとします。

第１の２ 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用 略

2 料金額

2-1 LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	267,904円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	26,790円	月額
	令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	219,533円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,953円	月額

	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	183,948円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,394円	月額

2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	267,904円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	26,790円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	219,533円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,953円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	183,948円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,394円	月額

2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	267,904円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	26,790円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	219,533円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,953円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	183,948円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,394円	月額

附 則（令和4年3月24日KDDI移企調第2018号及びOCT技第21-126号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

- 2 ただし、この改定規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）及び第2（網改造料）2（料金額）2－2（年額料金の算定に係る比率）の規定は、令和4年3月31日から実施します。

附 則（令和4年6月17日K相接S 0008及びOCT技第22-029号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年6月24日から実施します。
- 2 当社は、料金表第1表接続料金第2（網改造料）2（料金額）に規定する料金額については、第75条（接続料金の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。
- 3 この改正規定の実施の際現に、当社との間で締結している協定及びそれに付随する契約については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則（令和4年12月27日K相接S 0012及びOCT技第22-129号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年1月5日から実施します。

附 則（令和5年2月28日K相接S 0019及びOCT技第22-162号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年3月7日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）の規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則（令和5年3月24日K相接S 0024及びOCT技第22-190号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定のうち、料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額及び、第2 網改造料 2 料金額 2－2 年額料金の算定に係る比率の規定は、令和5年3月31日から実施します。

附 則（令和5年10月3日K相接S 0019及びOCT技第23-068号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和5年10月10日から実施します。

附 則（令和5年12月27日K相接S 0031及びOCT技第23-124号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年1月5日から実施します。